

紹介状で患者家族について記載した内容が 名誉毀損に当たると主張された事例

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

精神科医が担当患者(女性:初診時26才)について、紹介先の医師や市役所の担当者等に宛てて診断書等を送付したが、その文書中に患者の母親について「人格障害」や「異常性格」などと記載された箇所があった。

本件は、これを知った患者の母親が、これらの記載により名誉ないし名誉感情が毀損されたと主張して、精神科医に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

審理の結果、患者の母親の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害したということは認めたものの、診断書等の文書に「人格障害」、「異常性格」と記載したことは医師による正当業務行為として違法性を認めることはできないとして、患者の母親の請求は棄却された。

キーワード:紹介状, 名誉棄損, 診断書, 自己愛性人格障害, 統合失調症

判決日:東京地方裁判所立川支部平成28年11月29日判決

結論:請求棄却

【事実経過】

年月日	経過
平成12年頃	患者Aは平成11年からHクリニックを受診していたところ、平成12年頃からO医師(精神科医師)の診察を受けるようになった。 O医師は、何回かの診察を通じてAを統合失調症と診断し、その後、AはHクリニックに月2、3回の頻度で通院するようになった。 O医師の診断によると、Aは、幻聴、被害関係妄想を主症状とし、人にも音にも過敏で情緒不安定に陥りやすく、物事に持続的に取り組むことが難しい中程度の統合失調症であったが、病状が悪化したときでも現実を検討する能力は有していた。そこで、O医師は、Aの治療方針として、本人が強く希望する自立した生活を維持するため、薬物療法、精神療法、デイケア、心理カウンセリング、訪問看護等を実施することにした。 また、Aは、一貫して母親であるBを嫌っており、O医師に対し、Bと離れて暮らしたいという意思を示していた。
平成13年 ～平成16年頃	平成13年頃、Bは、別居していたAのアパートを週に2、3回訪れ、一緒に住もうとAの説得を試みた。 Aは、Bとの同居を拒み、言い合いになったことがあったほか、家の外でBが騒ぎ、近所の住民から苦情が出たことがあった。

	<p>平成14年には、BがA宅を訪れる回数が週3、4回に増え、平成15年には、BはAに頻繁に電話をかけるようになった。この間、Aは、Bが大声でAの名を呼んだり、物音を立てたりした際に、警察官を呼んだことが複数回あった。</p> <p>Bは、Aに対する働きかけのほか、Hクリニックを訪問して、Aの治療についてO医師と面談したり手紙を送ったりすることが度々あった。</p> <p>BがHクリニックを訪問した回数は、平成13年は3回、平成14年は8回、平成15年は1回である。O医師に手紙を送った回数は、平成13年が14通、平成14年が15通、平成15年が10通であった。</p> <p>Bは、O医師と面談した際、また手紙において、Aの転院や入院をしばしば要求した。O医師は、当初はAの治療についてBの協力を求めようと考えたが、AがBの介入を明確に拒否していたこと、他方でBは自分がAの治療の要になることに固執していたこと、から次第にAの治療に協力してもらうことはあきらめ、BとAの関係をできるだけ切り離すことを考えるようになった。</p>
平成16年9月	Bが、Aに入院治療の必要性がなかったにもかかわらず、業者に依頼してAを無理やり自動車に乗せて自宅アパートからI病院に連れて行き入院させたという出来事があった。
平成16年12月～平成17年	BがAの留守中にA宅からAの同意を得ずに家財道具を持ち出すということがあった。これに対しAは代理人弁護士を通じて、Bに対して接触、接近、架電等を行うことによりAの生活を妨害することを禁止する旨の仮処分命令を申し立て、申し立ては同月中に認められた。
平成18年～平成22年	<p>O医師は、Bと面接した際に、Aの治療については患者と医師との治療関係が基軸となるべきであり、家族はそれに沿って協力する必要があるという趣旨を説明したが、Bはこれを受け入れようとせず、持論を繰り返した。</p> <p>O医師は、BがAの住むアパートに押しかけて騒ぎ、裁判所の仮処分決定にもかかわらず連行事件を省みようとしない言動を精神科医として分析し、Bが娘への愛よりも自分の思いを第一に置く自己愛性人格障害に当たると判断した。</p> <p>そして、O医師は、Bの行動がAの治療に悪影響を及ぼしている状況においては、援助や協力を求めるAの入院依頼先、保健所、福祉機関等に対し、家族の援助をなぜ求められないのかを説明する必要があり、その説明において人格障害の家族に苦しむ統合失調症の患者という状況を表すには親の人格障害という記述を欠かすことはできないと考えた。</p> <p>その方針に基づきO医師は、AがBを拒否していること、およびそれにもかかわらずBが執拗にAと接触を持つようとしていることを関係機関等に知ってもらい、AとBとを切り離すという方向で動いてほしいという思いから、以下のとおり関係先に各記載をした書類を送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年8月7日付けの自立支援法医師意見書において、「母は人格障害、病的執拗さ」と記載した(本件記載①)。 平成18年12月4日付けの市福祉事務所長宛て医療要否意見書において、「母が異常に支配的で拒否しても拒否しても裁判所の命令を無視してまとわりつくのが病状を悪化させている」と記載した(本件記載②)。 平成20年7月1日付けの精神障害者保健福祉手帳用診断書において、「母は病的執着で」、「母親が異常性格で」と記載した(本件記載③)。 平成21年12月2日付けの他院宛て紹介状において、「母は異常性格で」と記載した(本件記載④)。 平成22年1月18日付けのカトリック教会の司祭宛ての返信の手紙において、「異常性格(もしかしたら妄想を隠しているかもしれません)」と記載した(本件記載⑤)。なお、この記載は、O医師が、C司祭がO医師の意見を汲んでBに話をし、それによりBのAへの接触が減るならば、それに越したことはないという考えから、C司祭の手紙に対し返信をしたものである。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月23日付けの精神障害者保健福祉手帳用診断書において、「母親は異常性格で本人を支配し従わせようとする」と記載した(本件記載⑥)。 |
|--|--|

【争点】

本件では、以下の項目が争点となった。

1. O 医師が記載した文書により B の名誉ないし名誉感情が毀損されたか
2. O 医師が本件各記載の含まれる文書を関係機関に送付したことは正当業務行為として違法性が否定されるか

【裁判所の判断】

1. O 医師が記載した文書により B の名誉ないし名誉感情は毀損されたか

裁判所は、以下のとおり認定して B の名誉ないし名誉感情の毀損を認めた。

本件各記載は、市役所の担当課に提出された意見書ないし診断書、他病院の医師に対する紹介状、教会の司祭に対する私信にされたものであるところ、これらの文書を読むことが第一次的に想定されているのは、市役所の担当者、当該医師および当該司祭という特定人である。

特定人に向けて送付された文書の記載内容が第三者の社会的評価を低下させるか否かについては、当該読み手の理解力と注意力を基準として判断するのが相当である。

これを本件についてみると、本件記載④に係る紹介状の読み手である医師を除く市役所の担当者および司祭は、精神医療の専門家ではないから、「人格障害」、「異常性格」という用語が医療の専門用語ないしそれに由来する表現であることを必ずしも理解しているとは思われず、通常日本語の理解力および通常人の注意力に基づいて、これらの表現を

「人格に障害がある人」、「性格がおかしい人」といった意味に解釈する可能性は十分あると考えられる。また、上記紹介状を読んだ医師は、「クリニックや福祉事務所にもおしかけ母との同居を迫まる」、「母に接近禁止の判決を得るが母は無視」といった紹介状の他の部分の記載から、O 医師が B の A に対する対応が A の病状を悪化させているため環境調整を図る必要があるという文脈で「異常性格」という用語を用いたことは理解できるものの O 医師が B を「異常性格」とであると判断した根拠については明らかでないことから、B について悪い印象を持った可能性を否定できない。

そうすると、本件各記載の内容は想定される読み手以外の者に伝播する可能性があることが認められるから、これにより B の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害したといえることができる。

2. O 医師の行為の正当業務該当性

次に裁判所は以下のとおり述べて O 医師の行為が正当業務であり違法性が認められないと判断した。

O 医師の本件各記載は、法律上守秘義務を負う地方公務員、医師および司祭(宗教の職にある者)に対し、精神科医として患者である A の治療方針を明らかにするとともに家族との環境調整を図る必要があるという意図の下にされたものであり、その動機・目的は正当であり、本件各記載のある文書を上記の者らに送付したことは、手段として相当であった。したがって、O 医師が本件各記載に含まれる意見書、診断書等の文書を関係機関等に送付したことは、医師としての正当業務行為であり、その違法性は阻却

されるものというべきである。

B は、自身は医学的にみて「人格障害」に該当しないから、目的・手段等の相当性を問うまでもなく、被告の行為は正当業務行為に当たらない旨主張し、B の主治医として B と 70 回以上の面接を行ったという精神科の P 医師も B が自己愛パーソナリティ障害に該当しない旨を述べている。……しかし、P 医師が A と直接面談したことを認めるに足りる証拠はないところ、O 医師は、A と B の両方と面談し、A の B に対する感情および B の A に対する感情の両方を直接聴取しているのであるから、A が B の干渉・介入を拒否していたこと、B が A の拒否にもかかわらず自分が A の治療に積極的に関わらなければならないという一心から、I 病院に A を無理に連れて行くなどの異常ともいえる行動をとったことについて、正当に評価することができる立場にあったといえることができる。

そして、精神疾患の診断基準として広く用いられる「DSM-IV 精神疾患の分類と診断の手引」において、自己愛性人格障害の診断基準として、9 つの項目が挙げられ、そのうち 5 つ(またはそれ以上)に該当することが必要とされているところ、B については、……「自己の重要性に関する誇大な感覚」、「共感の欠如」、「理想的な愛の空想にとらわれている」、「自分自身の目的を達成するために他人を利用する」、「尊大で傲慢な態度」の項目に該当するという評価が可能であるから、B を自己愛性人格障害と判断した O 医師の診断が誤りであるということはいえない。

仮に、……事後的に見て O 医師が B を人格障害と診断したことが医学的には誤りであったとしても、多数回 B と面接した結果 O 医師がした上記の診断には相当の根拠があったと認められる上に、B が再び A を他の精神病院に無理やり連れて行くという実行行使に出る可能性のあった状況において、関係機関等との連携を密にし、A に対する援助体制を構築するためには、「人格障害」や「異常性格」といった強い言葉を用いて注意を喚起することもやむを得なかったというべきである。

以上によれば、O 医師が意見書、診断書等の文書に「人格障害」、「異常性格」と記載したことは、表現として穏当を欠くという批判は免れないものの、全体としてみれば、医師による正当業務行為として違法性を認めることはできないというべきである。

【コメント】

1. 本件を取り上げた理由

本件は医師が他院に宛てた紹介状等の記載内容が名誉毀損にあたり不法行為責任を課せられるかが問われた事例である。

医師が他院や行政に宛てた紹介状や意見書が、なんらかの形で患者や患者家族に知られ、トラブルになることも多いと思われる。紹介状の記載は日常診療で多く行われるところであるから、臨床現場で紹介状等の表現を考える際に参考になればと思い本件を紹介する。

2. 名誉毀損による不法行為の成否と違法性を否定する事由

一般に、人の社会的評価は法的に保護すべき権利または利益であると考えられており、ある表現が人の社会的評価を低下させた場合には、当該表現は名誉毀損として、不法行為の対象になり得る。そして人の社会的評価が低下させられたか否かは、当該表現の受け手の理解力と注意力を基準として判断すると考えられているため、表現者が名誉を害する意図をもってした表現でなくとも名誉毀損になり得ることとなる。

もっとも、名誉毀損と認められた場合にただちに不法行為責任が課せられる訳ではない。例えば、表現の自由を保護する観点から、表現内容が「公共性を有する事項」であり、「公益目的での公表」である場合(例えば、国会議員の不正を告発するための記事など)には、「摘示した事実が真実であったことを表現者が証明したとき」または「摘示した事実が真実

であると信じたことに過失がなかったとされるとき」に不法行為責任が否定されるという考えが実務上確立している。また、医師の業務に伴い発せられた表現であれば、正当な業務によって行われたことを根拠に違法性が否定されるという考えも有り得る。

3. 本判決の評価

(1) 判決の結論

本判決は、O 医師の各記載が、読み手の理解力と注意力を基準として判断すれば、B の社会的評価を低下させる表現にあたるとして名誉毀損を認めつつ、「精神科医として患者である A の治療方針を明らかにするとともに家族との環境調整を図る必要がある」という表現の動機・目的は正当であり、「法律上守秘義務を負う地方公務員、医師および司祭」に対して文書を送付した手段も相当であったとして、正当な業務によって行われたことを根拠に違法性が否定されると判断した。

(2) 名誉毀損に該当するかの判断に関する検討

本件で O 医師が B について記載した内容は、B が「人格障害」、「異常性格」であると断定的に表現する内容である。

これらの用語は一般的には医療上の定義によらず、人の性格にマイナスのイメージがあることを意図する文脈で用いられることが多いと思われる。そこで、行政機関や司祭に対して送付した意見書の内容が、名誉毀損表現に当たると評価されたことはやむを得ないとする。また、他院に宛てた紹介状については、受け手は医師であり人格障害や異常性格という用語の定義を認識しているから、これらの表現を受けてただちに B の評価を低下させることはないと思われるが、O 医師の患者でない B について紹介状でそのような表現がされているという状況から、B に対して世間一般が受けるのと同様なマイナスのイメージを抱くことも考えられる。そこで、O 医師の表現が名誉毀損に該当すると評価されたことは妥当であ

ると考える。

(3) 違法性の判断に関する検討

本判決が正当業務行為という評価をしたことについては、規範的な判断が示されているわけではないので、どのような基準で違法性が否定されたかは必ずしも明らかではない。

この点、判決文において「B を自己愛性人格障害と判断した O 医師の診断が誤りであるということではできない」という内容に言及されていることからすると、O 医師の表現が正当化されたのは、その表現内容が正しい内容であったことが重視されているようにも見える。しかし、判決文では「O 医師が B を人格障害と診断したことが医学的には誤りであったとしても」結論は変わらない旨も記載されている。

むしろ、本件では B の A に対する行動が、裁判所から接見禁止の仮処分を受けるほど常軌を逸していたこと、かつその処分に対して従わない考えを示していたこと、から A に対する援助が急を要する事態となっていたことが重視されたものと思われる。そのうえで O 医師が関係機関に A への援助の緊急性を示すためには B の異常行動を強い表現で記載することが重要であったと評価されたものと考えられる。

(4) 小括

B の行為の異常性を前提とすれば本判決の結論は妥当であると思われる。しかしながら、本判決は B の異常性という特殊事情による側面が強く、類似事例でどのような結論が出るかは不明であると考えべきであろう。

4. 紹介状や意見書記載時の表現の注意点

本件では、O 医師の各記載は正当業務行為と評価され B の請求は棄却された。

結果的には請求が棄却されたものの、名誉毀損表現であると認められてしまうと、被告側で「違法性が無いこと」を証明しなければ不法行為責任が成立

し得ることとなり裁判上大きな負担となる。また、正当業務行為の成否は個別事情によって結論が大きく異なり得るから、正当業務行為の成否の判断を裁判所に委ねる場面に至ること自体、リスクの高い状況である。

そのような事態を避けるため、やはりそもそも名誉毀損にあたらぬ表現を心がけることが重要である。

医師が外部の機関に向けて提出する意見書や紹介状は、患者やその家族が目にする可能性があるものである。そこでこれらの記載をする際には「その内容を関係者が見たときにどのような反応をするか」という点を考慮して表現方法を注意することが必要である。特に、客観的事実ではなく、事実に対する「評価」を記載する箇所についてはトラブルが起りやすいので、なるべく伝えたい事実をそのままに記載し、自らの評価は必要な限度にとどめて記載するように工夫することが望ましい。

また精神疾患に罹患しているとの評価につながる記載は、記載された当人から特にクレームが出やすい内容であるため、精神科の医師が実際に当人を診察して相応の根拠に基づいて診断をくだしている場合であれば格別、そうでない場合はそのような記載は避けるようにすべきである。

無用なトラブルに巻き込まれることを避けるためにも、日常の診療から紹介状や意見書の記載には注意していただきたいと思う。

【出典】

- ・ ウエストロー

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [ここまでわかった統合失調症の病態メカニズム**](#)
- ・ [多方面から支える外来統合失調症診療 ～対話でむすばれたチームをつくる～***](#)

- ・ [14. F6：パーソナリティ障害（全般）***](#)
- ・ [自己愛性パーソナリティ障害***](#)
- ・ [vol.5 パーソナリティ障害 - 親密さにこだわらず息長くかかわる**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。